

関市の下水道



関市のマンホール蓋



旧関地区



上之保地区



武儀地区



板取地区



洞戸地区



武芸川地区

快適な環境とうるおいのあるまちづくり

マンホール蓋のデザイン

関 市		何のデザイン	この絵の理由
	旧関地区	刀鍛冶と小瀬鵜飼	旧関市で有名な「小瀬鵜飼」と蓋の中心に「刀鍛冶」をデザインしています。
	上之保地区	ブチサンショウウオ	上之保地区にしか生息していない3cmぐらいのサンショウウオで、上之保地区のきれいな水の流れている谷川に生きているめずらしい生物をデザインしています。
	武儀地区	武儀のムとキは円形を意味する	武儀をカタカナで図案化したもので、ムは旧三村を三角で形どり、その結束を強調し、キの円形はこの三村の円満を示し強く明るく発展していく「武儀」の姿を象徴したものです。なお、三村は富之保、中之保、下之保が武儀村となりのちに武儀町となっています。
	板取地区	あじさい・滝・魚	一般応募にて決定(H9. 3月)しています。滝の下にあじさいと魚をデザインしています。
	洞戸地区	サツキ、高賀溪谷、鮎	洞戸地域を流れる清流板取川と、水で有名な高賀地区にある高賀溪谷を背景に、旧洞戸村の花であるサツキと鮎をデザインしています。
	武芸川地区	ツバメ・鮎・菊・桜	武芸川町時代の町の鳥「ツバメ」、町の魚「鮎」、町の花「菊」、町の木「桜」をデザインしています。



はじめに

関市は、岐阜県の中央を流れる長良川の中流に位置し、水と緑の豊かな自然に恵まれた伝統と文化が生き続け、日本の名水百選に選ばれた長良川で催される「小瀬鵜飼」は有名です。また鎌倉時代より名刀関の孫六に代表される刀鍛冶の地としても知られ、その伝統技術を活かし優れた刃物製品を生産する国際的にも有名な「刃物のまち」です。

昭和 25 年に市制施行した関市は、平成 17 年 2 月 7 日に緑と清流豊かな自然環境に満ちた武儀郡五町村との合併により新しい関市が誕生し、「快適な環境とうるおいのあるまちづくり」をめざして下水道事業を推進しております。

市街地を中心に昭和 38 年度から公共下水道に着手し、昭和 42 年 2 月に供用開始しました。市街地周辺においては特定環境保全公共下水道を整備し、農村部では農業集落排水を整備してまいりました。

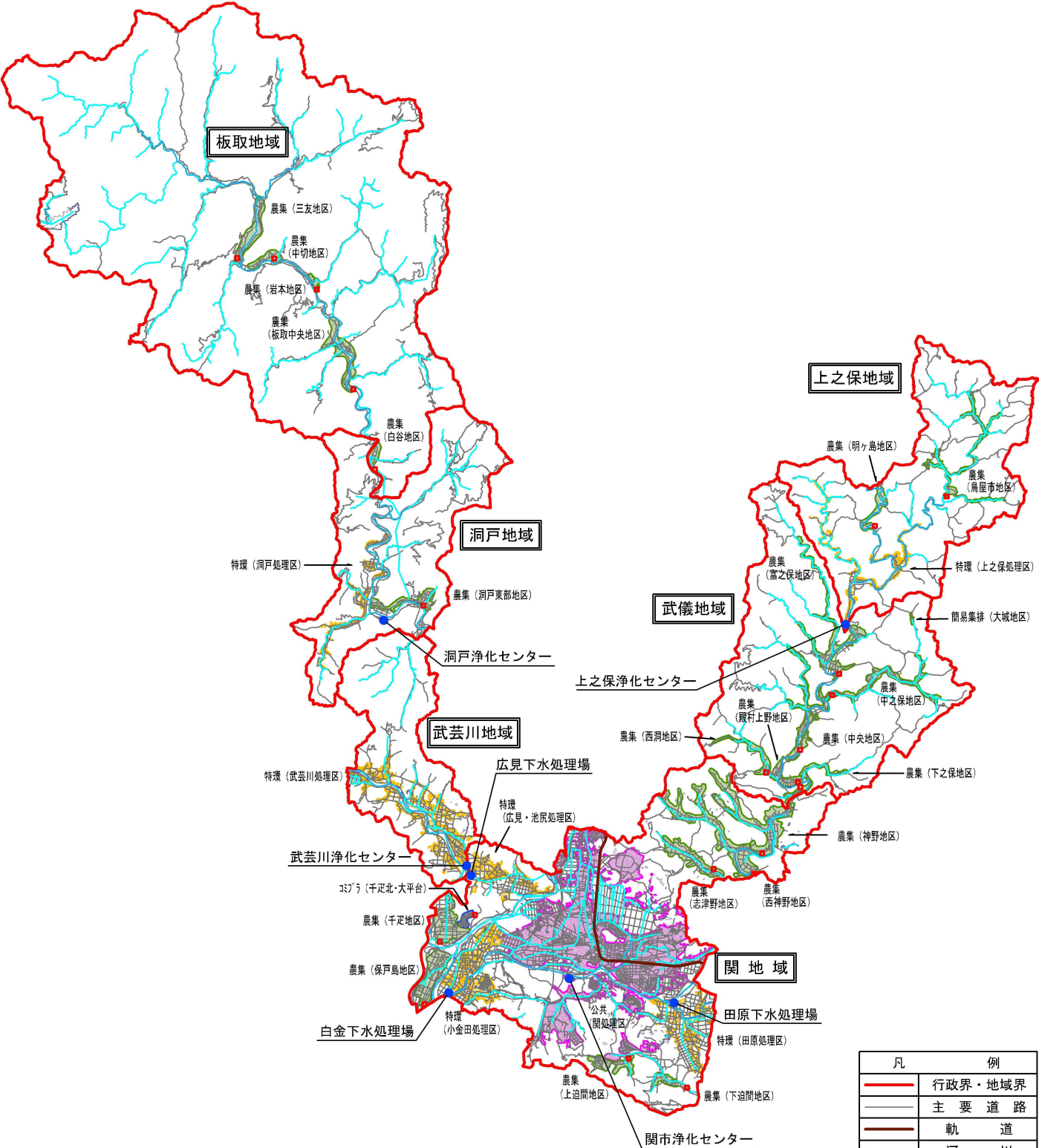
これにより、本市における令和 5 年 4 月 1 日の普及率は 99.1%（農集・コンプラ含む）となり県下でも高い普及率となっています。今後はストックマネジメントの観点から計画的な施設の維持管理を図るとともに、より良い水環境の保全に努めてまいります。

現在「下水道整備計画」に基づいて、下水道の整備を進めておりますが、維持管理経費の増大などにより、下水道事業を取り巻く環境は、厳しいものとなってきております。そのことから事業の効率化や、なお一層の経費の削減等に努めてまいりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

関市下水道整備計画区域及び処理場配置図



Non Scale



凡	例
 	行政界・地域界
 	主要道路
 	軌道
 	河川
 	公共下水道
 	特環公共下水道
 	農業集落排水
 	コミュニティ・プラント
 	処理場



普及率・水洗化率

		関市全体	関地域	洞戸地域	板取地域	武芸川地域	武儀地域	上之保地域
公共＋特環処理区	普及率	88.0%	92.8%	68.6%	—	95.9%	—	71.4%
	水洗化率	98.1%	99.0%	87.2%	—	90.4%	—	91.5%
公共＋特環＋農集 ＋ゴミ処理区	普及率	99.1%	99.8%	83.9%	93.1%	95.9%	100.0%	96.1%
	水洗化率	96.9%	98.7%	70.3%	79.8%	86.7%	95.9%	88.4%

※全て外国人を含んでいます。

	公共下水道	特定環境保全公共下水道(6処理区)					
	関	田 原	小金田	広見・池尻	武芸川	洞 戸	川合・富脇・船山
供用開始年度	昭和41年度	平成3年度	平成6年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成13年度
計画処理区域面積	2,068ha	89ha	175ha	75ha	163ha	47ha	44ha
計画処理人口	56,280人	2,910人	7,650人	2,260人	4,420人	1,150人	1,000人
計画処理能力	37,000m³/日	1,650m³/日	3,800m³/日	1,800m³/日	3,600m³/日	770m³/日	990m³/日
排除方法	分流方式	分流方式	分流方式	分流方式	分流方式	分流方式	分流方式

[illegible][illegible][illegible]



下水道のしくみ



污水管

関市では、汚水と雨水をそれぞれ別々に排除する「分流式」を採用しています。
汚水は、污水管を通して水処理施設（浄化センターなど）に集められ、微生物などを使ってきれいな水にしてから川に放流されます。

公共下水道区域 関市浄化センターのしくみ

沈砂池

下水を緩やかに流して土砂、砂利等を沈殿させます。また、スクリーン設備で浮いている大きなごみを取り除きます。

最初沈殿池

沈砂池でとりきれなかった下水中の細かいごみを2時間ほどかけて沈殿させ取り除きます。沈殿した汚泥は掻き寄せ機で集め、汚泥濃縮タンクに送ります。

エアレーションタンク

下水に活性汚泥（好気性微生物を多量に含んだドロ）を加え空気を送り込み、微生物の動きを活発にします。微生物は下水中の沈殿しにくい浮遊物や、溶けにくい物質を食物として取り込み、沈殿しやすい海綿状の汚泥に変えます。

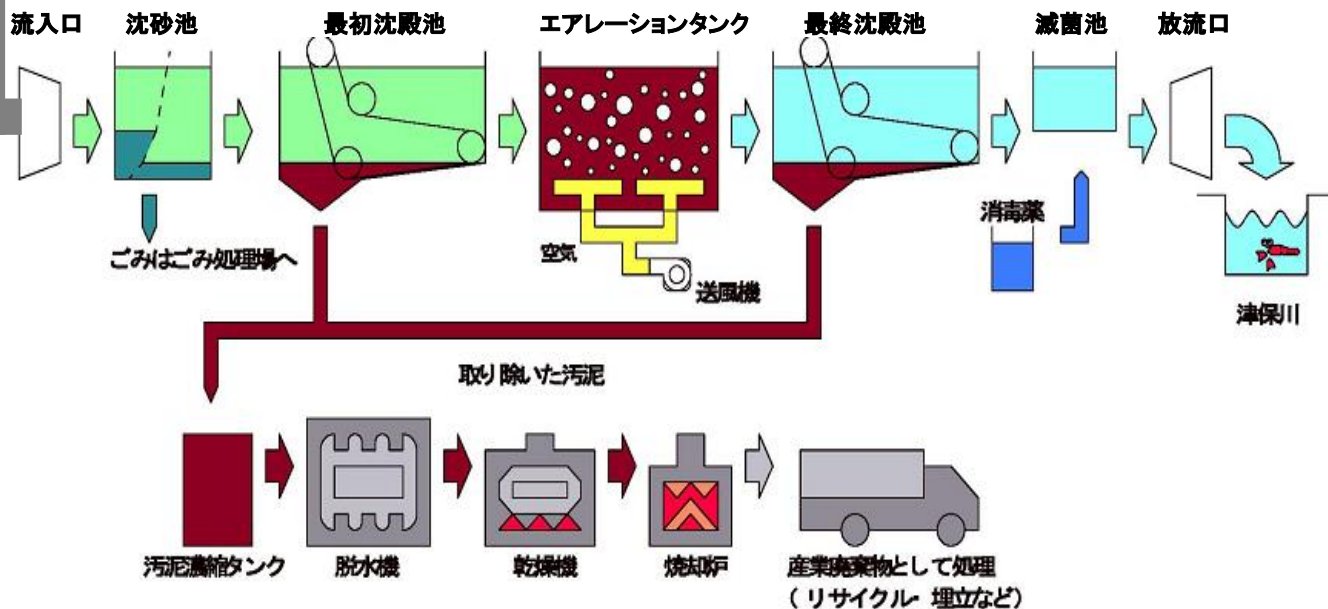
最終沈殿池

海綿状になった汚泥はここで沈殿し、清澄な水と活性汚泥とに分離されます。清澄な水は塩素混合池に送ります。活性汚泥の一部を返送汚泥としてエアレーションタンクに戻し、余分な汚泥は、余剰汚泥として汚泥濃縮タンクに送ります。

水

汚泥

灰



浄化センター
管理棟(昭和56年完成)



中央監視室



30t焼却炉
焼却炉(平成8年完成)



受益者負担金と分担金

下水道が整備されると生活環境が改善され、清潔で快適な暮らしになります。

下水道の整備には多額の経費が必要で、下水道の整備費用を公費（市税）でまかなおうとすると下水道が利用できない区域の方にも負担をいただくことになり、税負担の公平性を欠くことになります。

そこで、直接利益を受ける方に建設費用の一部を負担していただくのが「受益者負担金」及び「分担金」です。

受益者負担金の額は

公共下水道区域及び特定環境保全公共下水道区域の受益者負担金は、あなたが所有する土地一筆ごとに1平方メートル当たり50円の単位負担額を乗じて算出した額の合計額となります。



負担金の額は？



負担金の算出例

所有する土地が、1筆200㎡の場合、次のようになります。

$200\text{㎡} \times 50\text{円} = 10,000\text{円}$ （負担金総額）

**1平方メートル
50円です**

農業集落排水事業分担金の額は

農業集落排水事業の場合は、公共ます一箇所につき表のとりの分担金となります。

地 域	処 理 区	金 額(円)
関地域	下迫間処理区	300,000
	千疋処理区	150,000
	保戸島処理区	300,000
	上迫間処理区	300,000
	志津野処理区	667,000
	神野処理区	400,000
	西神野処理区	437,000

地 域	処 理 区	金 額(円)
洞戸地域	洞戸東部処理区	300,000
板取地域	全処理区	460,000
武儀地域	全処理区	500,000
上之保地域	全処理区	400,000



下水道使用料のしくみ

下水道使用料（農業集落排水使用料も同じ料金）

下水道使用料は基本使用料と従量使用料からなっています。下水道使用料は、水道の使用量にもとづいて算定され、2ヶ月20㎡までは基本使用料に含まれています。

◎料金表（2ヵ月につき）

種 別	区 分	水 量	金 額(円)
一般用	基本料金	20㎡以下	2,100
	超過料金 (1㎡あたりの使用料金単価)	20㎡を超え40㎡以下	110
		40㎡を超え80㎡以下	115
		80㎡以上	120
計測器使用料	1個あたり		500

※上記の金額に消費税がかかります

【計算例】**★2カ月で84m³使用した場合**

基本料金	20m ³ 以下		2,100円
使用料	20m ³ を超え40m ³ 以下	20m ³ × 110円	2,200円
	40m ³ を超え80m ³ 以下	40m ³ × 115円	4,600円
	80m ³ 以上	4m ³ × 120円	480円
下水道料金		84m ³ 使用	9,380円

※上記の金額に消費税がかかります

井戸水をご使用の場合は

井戸水をご使用の場合で、なおかつ井戸メーターが付いていない場合は右のように世帯の人数により使用水量を認定し、使用料を算定します。

世帯の人数に変動があった場合はすぐにお届けください。

(注) 井戸水と水道水を併用でお使いの場合は、水道水の使用量を比較して水道水の使用量が認定水量より多い場合は、水道水の使用料に基づいて算定します。

1ヶ月の認定水量

一般家庭用の場合	
世帯の人数	認定水量
3人までの世帯	20m ³ と認定
1人増えるごとに	7m ³ 超過料金と認定

**こんな時には関市水道お客様センターへ**

下記の場合、申請や届出が必要になります。前日(前日が土曜、日曜及び祭日の場合は前々日)までに、関市水道お客様センターまでお越しいただくか電話でご連絡ください。

「使用水量と料金のお知らせ」に記載された通知書番号をお申し出いただくとスムーズに手続きができます。なお、アパートやマンションなどについては、申請や届出の必要がないところもありますので事前に関市お客様センターもしくは建物の管理者等にお問い合わせください。

◎使用を開始するとき

◎使用を休止するとき

- ・届出後、料金の精算を行いますのでお早めに届出をお願いします。
- ・休止の届出がない場合は、使用水量が0 m³であっても基本料金を請求させていただきますので、使用を中止するときや長期間使用されない場合は必ずお届けください。

◎使用者が変わるとき

- ・口座振替でお支払いをされている方で使用者を変更されたときは、再度金融機関への申請が必要となります。

◎井戸水をご使用の場合で使用状況が変わるとき

- ・井戸水を下水道へ放流することとなった場合、または井戸水を下水道に放流しなくなった場合は下水道料金が変わりますのでお届けください。
- ・居住する人や従業員の人数が変わったとき下水道料金が変わる場合があります。ただし、井戸メーターが設置されている場合は届出する必要はありません。

◎納付書やお知らせなどの文書の送付先を変更したいとき

◎支払方法（金融機関またはコンビニエンスストアでのお支払）を変更したいとき

◎検針や水道メーターの取替についてのお問い合わせ

お問い合わせは

〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地(関市役所北庁舎2階)

関市水道お客様センター

電 話:(0575)23-6782



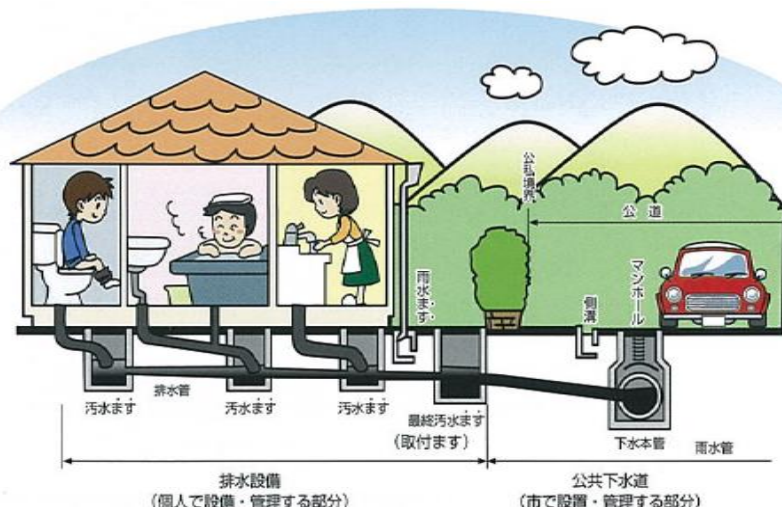
ご家庭の排水を下水道に流すために必要な、宅地内の排水管やますのことを「排水設備」といいます。「排水設備」はお客さま（所有者）の大切な財産です。

→ 排水設備工事を行うときは、排水設備設置等確認申請書を下水道課に提出することが義務づけられています。

関市の排水設備指定工事店として指定を受けた者でなければ、施工できないことになっています。

→ 下水道が故障したとき、市の管理区分の場合は、平日は市役所下水道課へ、休日や夜間は市役所宿日直へ連絡してください。

また、個人の管理区分の場合は、平日は関市下水道排水設備指定工定店へ、休日は休日当番店へ連絡してください。



下水道を快適に使用するために

天ぷら油やサラダ油の廃油を流さない



○下水管内で石鹸と油が固まって詰まったり、処理場の機能を低下させたりします。

調理くずや食べ残しを流さない



○流し台の三角コーナーに、ろ紙袋をセットして、調理くず等を流さないようにしましょう。詰まりの原因になります。

水洗トイレには専用の紙を使いましょう



○水に溶けない紙や紙おむつ、タバコやガムなどを流すと詰まりの原因となります。

下水道管の近くには植樹しない



○下水管に樹根が侵入して、管が破損したり、詰まりの原因になります。

水洗トイレの便器が詰まったら

○詰まったら、まず水を流さないでください。市販のラバーカップ（吸引器）で詰まりを取り除きます。詰まりが取れたようなら水を少しずつ流しながら、スムーズに流れるかどうかを確認してください。それでも解消されない場合は排水設備指定工事店に修理を依頼してください。



便器の排水口にラバーカップを密着させてから、勢いよく引いたり押したり数回繰り返してください。



関市浄化センター

☆ 制作 ☆

〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地
関市基盤整備部下水道課 電話:0575-22-3131(代)
<http://www.city.seki.lg.jp>